

第19号様式(第22条第4項、第6項)

収入認定更正・再認定承認・不承認通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

年 月 日に提出のありました収入認定更正・再認定申請書の内容を審査した結果、

次のとおり認定額を更正・再認定しましたので、通知します。

次の理由により認定額を更正・再認定しませんので、通知します。

横浜市営住宅条例第21条第2項の規定による更正後の収入額 認定した収入額 円 (A - B) ÷ 12月			
		申 請 前 の 額	申 請 後 の 額
世帯全員の所得額合計 A		円	円
世帯全員の控除額合計 B		円	円
市 営 住 宅 料	年度の市営住宅使用料 円 徴収月 年 月から 年 月まで 円		
市営住宅使用料の算出方法	算出された使用料に100円未満の端数があるとき、又は全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。		
認 定	市営住宅条例第34条第1項の規定により収入超過者と認定します。 市営住宅条例第34条第2項の規定により高額所得者と認定します。 収入超過者又は高額所得者の認定を除外します。		
承認しない理由			

(備考)

市営住宅使用料の算出方法欄には、次の項目を記載すること。

- (1) 横浜市営住宅条例第19条第1項に規定する市営住宅使用料の算出の方法
- (2) 同条例第7条第1項第3号アに該当する場合は、その旨を表示すること。
- (3) 同条例第34条第1項の規定により収入超過者と認定した入居者は、同条例第36条第1項に規定する収入超過者の市営住宅使用料の算出方法及び同条第2項に規定する近傍同種の住宅の家賃を記載すること。
- (4) 同条例第34条第2項の規定により高額所得者と認定した入居者は、同条例第39条第1項に規定する高額所得者の市営住宅使用料
- (5) 同条例第45条又は第46条の規定の適用者は、これらの規定により減額して得た市営住宅使用料の額を記載すること。この場合においては、市営住宅使用料欄に使用料の変更月及び変更後の使用料を追記すること。
- (6) 同条例附則第6項の規定の適用者は、同項の規定により算出した市営住宅使用料の額を記載すること。